

大気汚染常時監視の事務処理基準の見直しについて（案）

1. 経過・背景

- 大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という。）においては、法定受託事務として各都道府県が常時監視を行う上での測定対象物質や必要な測定局数の定め方等を整理している。
- 事務処理基準において、有害大気汚染物質等については優先取組物質のうち既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）並びに水銀及びその化合物を測定対象物質としている。しかし、測定対象物質のうち、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、「現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量（クロム換算値）を測定する」こととしている。
- 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」のうち「大気粉じん中のクロムの形態別測定方法（以下、「クロム形態別測定法」という。）」は、優先取組物質であるクロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物の濃度について、六価クロム化合物の濃度を測定し、同時に測定する全クロム濃度との差をとることによりクロム及び三価クロム化合物の濃度を算出する方法であり、初版を平成 31 年 4 月に地方公共団体宛てに通知した。
- 一方、クロム形態別測定法の開発にあたり、全クロム濃度が全国的に見て高い地点を含む 6 地点において年 3 回測定した結果は、概ね $0.1\text{ng}/\text{m}^3$ 未満（最大値： $0.152\text{ng}/\text{m}^3$ ）であり、参考までに、米国環境保護庁（EPA）の 10^{-5} リスクレベル基準（ $0.8\text{ng}/\text{m}^3$ ）と比較すると、低い値となっていた。この点に加え、六価クロムが化学的に不安定である物質であり測定技術の向上による信頼性の確保が必要な状況にあったことから、当面の間は事務処理基準に本測定法を規定せず、引き続き六価クロム化合物については「クロム及びその化合物の全量」として測定することとしていた。
- 今般、実地測定等による検証試験でその基本的性能を確認した上で、現時点における最新の科学的知見に基づき、令和 5 年 5 月にクロム形態別測定法の改訂を行った。本改訂により、改訂前に課題となっていた再現性等が改善したことから、測定対象物質について見直しを行う。

2. 事務処理基準の見直し（案）について

（1）測定対象物質

＜現行＞

事務処理基準の IV 1. 測定対象には、既に「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」が含まれているが、「クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量（クロム換算値）を測定するものとする」ことを補足している。

＜見直し（案）＞

クロム形態別測定法を改訂し、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物を精度良く測定することが可能となったことから、補足を削除することとする。

（2）施行期日

施行は令和 6 年 4 月 1 日とする。

ただし、地方公共団体において測定の体制を整える期間を考慮し、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物の測定については、当分の間、全クロムの測定をもって代えることができることとする。

3. 今後の検討方針

- 「今後の水・大気環境行政の在り方（意見具申）（令和5年6月30日）」では、今後の施策の在り方として、地方公共団体における効率的なモニタリングの実施を行う必要がある旨指摘されている。
- 有害大気汚染物質等については、全ての地点で環境目標値をはるかに下回っている物質が存在する一方、環境目標値を超過する物質も残存する。また、酸化エチレンは環境目標値ではないものの有害性評価値を超過する地点が数多く見られる状況であり、大気環境中の有害大気汚染物質等の状況は物質ごとに様々である。
- 以上より、今後、大気環境の状況に応じた重点的・効率的な常時監視について、検討を行うこととする。